

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険のお知らせ

令和4年度の保険料が決定しました



7月中旬に、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の決定通知書を送付します。

国民健康保険料は世帯主宛て、介護保険料・後期高齢者医療保険料は個人宛てに送付します。

「納付書在中」と印字した封筒には、納付書を同封していますので、各期の納期限までに納付してください。(今まで年金から差引きされていた人も、所得や世帯状況の変更等により納付書払いに切り替わることがあります。)

第1期の納期限は、8月1日(月)です。

☎ 市民税課保険料係 (☎0848-38-9145)

国保 国民健康保険料

■賦課限度額が変わります

国民健康保険料は、「医療分」「後期支援分」「介護分」の合算で算出されています。それぞれの区分に限度額が設けられており、所得の多い世帯でもそれぞれの限度額までしか賦課されません。

令和4年度から賦課限度額が次のように変わります。

- 医療分 65万円 (前年度は63万円)
- 後期支援分 20万円 (前年度は19万円)
- 介護分 17万円 (変更なし)

■未就学児の均等割軽減制度が始まります

国民健康保険に加入している未就学児(平成28年4月2日以降に生まれた人)の、均等割額の2分の1を減額します。均等割軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の2分の1を減額します。(申請不要)

☎ 市民税課保険料係 (☎0848-38-9145)

後期 後期高齢者医療保険料

■保険料が変わります

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

令和4年度から保険料が次のように変わります。

- 均等割額 45,840円 (前年度は46,451円)
- 所得割率 8.67% (前年度は8.84%)
- 限度額 66万円 (前年度は64万円)

☎ 市民税課保険料係 (☎0848-38-9145)

8月1日から保険証等が新しくなります



国保 ■被保険者証(保険証)の定期更新

8月1日(月)から使用する保険証(水色)を、7月末日までに郵送します。8月からは新しい保険証を使用し、現在使用している保険証(紫色)はご自分で廃棄してください。



▲この封筒でお送りします

■「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

医療機関を受診するときに、保険証に添えて認定証を提示すると、支払い時の負担が限度額までになります。

現在交付している認定証の有効期限は7月31日(日)です。新しい認定証が必要な人は、再度申請してください。

☎ 保険証、現在お持ちの認定証、来庁者の本人確認書類(免許証等)、世帯主と対象者のマイナンバーカード等 ※適用区分「オ」か「Ⅱ」の認定後、12カ月以内の期間の入院日数が90日を超えた場合、申請により、食事代がさらに減額になります。該当すると思われる人は、入院日数が確認できる書類(領収書、入院証明書など)を持参してください。

申請場所 保険年金課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

郵送申請も可能です。市HPの申請書に記入し、保険証のコピーを添付してください。

☎ 保険年金課 (☎0848-38-9142)

後期 ■被保険者証(保険証)の定期更新 令和4年度に限り、2回更新があります!

新しい保険証(橙色)を広島県後期高齢者医療広域連合から送付します。

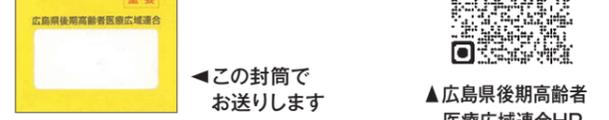
令和4年度はすべての被保険者に被保険者証が2回送付されます。被保険者証に記載されている有効期限にご注意ください。有効期限切れの保険証は、ご自分で廃棄してください。

	送付時期	有効期限	一部負担割合
1回目	7月下旬	8月1日~9月30日	1割または3割
2回目	9月下旬	10月1日~令和5年7月31日	1割・2割・3割のいずれか

【一部負担割合が変更になる人がいます】

一部負担割合は前年(令和3年)1月~12月の所得等により判定されますので、前年度から変更となる可能性があります。

10月1日から、一部負担割合に「2割」が追加されます。1回目の保険証が1割負担で市県民税課税世帯の人は、2回目から「2割」になる可能性があります。9月下旬に届く保険証でご確認ください。



◀この封筒でお送りします

▲広島県後期高齢者医療広域連合HP

■「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

医療機関を受診するときに、保険証に添えて提示すると、支払い時の負担が限度額までとなります。

今までに認定証の手続きをしたことがあり、今年度の所得区分が非課税世帯か課税世帯(現役並み所得者ⅠとⅡに限る)の人は、保険証に同封されます。

有効期限は令和5年7月31日です。保険証と異なり、1年間使用してください。2回目の保険証には同封されません。

☎ 保険年金課 (☎0848-38-9135)

広島県後期高齢者医療広域連合 (☎082-502-3010)

新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度(令和4年度分)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)が、①②いずれかに該当する場合、保険料の一部が減免・免除の対象となります。

- ①死亡、又は重篤な疾病を負った場合
- ②収入が減少し、次のすべてを満たす場合
 - 令和4年の事業収入等(事業収入・不動産収入・山林

介護 ■「介護保険負担限度額認定証」の更新

介護保険施設に入所したときや、短期入所サービスを利用したときに、申請により食費・居住費の負担を軽減するものです。

現在の認定証の有効期限は7月31日(日)です。新しい認定証が必要な人は、再度申請してください。

※初めての申請も随時受け付けています。

☎ 要介護・要支援認定を受けている次の要件にあてはまる人

利用者負担段階	主な対象者	預貯金等の金額(夫婦の場合)
第1段階	非課税世帯(※)であること。老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	非課税世帯(※)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①	非課税世帯(※)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②	非課税世帯(※)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超	500万円(1,500万円)以下

※非課税世帯とは、本人・世帯分離している配偶者を含む世帯全員が市民税非課税の世帯。

☎ 本人と配偶者のすべての預貯金通帳などの写し(金融機関、支店名、口座番号、名義人、原則申請日直近から2カ月間の残高(非課税年金を含む年金振込履歴)のわかるもの)

申請場所 高齢者福祉課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

新型コロナウイルス感染症防止のため郵送申請も可能です。内容をよく確認のうえ、送付してください。

☎ 高齢者福祉課 (☎0848-38-9118)

収入または給与収入)のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が令和3年の当該事業収入等の額の10分の3以上の場合。

- 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。
 - 国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の減免は、令和3年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- ※国民健康保険料の減免は、非自発的失業者に該当する場合は対象となりません。

※新型コロナウイルス感染症の影響でない転職、退職による所得の減少は対象となりません。

☎ 減免申請書類を郵送で提出(申請書類は市HPからダウンロードか、電話で郵送を依頼)

☎ 市民税課保険料係 (☎0848-38-9145)